

議案第 19 号

三宅町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

三宅町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 25 年 3 月三宅町条例第 10 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 4 日 提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

三宅町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 25 年 3 月三宅町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別表を次のように改める

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	35年以上
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	35年未満	
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	千円 1,079
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長及び 班長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	789

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三宅町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「改正後退職報奨金条例」という。）の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

三宅町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成25年3月三宅町条例第10号）新旧対照表

改正案	現行																																																																																																																																												
（退職報奨金支給の制限） 第 8 条 （略） （1） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 （2）～（5） （略） 別表【第2条関係】 退職報償金支給額表 <table><tr><th rowspan="3">階級</th><th colspan="7">勤務年数</th></tr><tr><th>5年以上</th><th>10年以上</th><th>15年以上</th><th>20年以上</th><th>25年以上</th><th>30年以上</th><th><u>35年以上</u></th></tr><tr><th>10年未満</th><th>15年未満</th><th>20年未満</th><th>25年未満</th><th>30年未満</th><th><u>35年未満</u></th><th></th></tr><tr><td>団長</td><td>千円 239</td><td>千円 344</td><td>千円 459</td><td>千円 594</td><td>千円 779</td><td>千円 979</td><td><u>千円 1,079</u></td></tr><tr><td>副団長</td><td>229</td><td>329</td><td>429</td><td>534</td><td>709</td><td>909</td><td><u>1,009</u></td></tr><tr><td>分団長</td><td>219</td><td>318</td><td>413</td><td>513</td><td>659</td><td>849</td><td><u>949</u></td></tr><tr><td>副分団長</td><td>214</td><td>303</td><td>388</td><td>478</td><td>624</td><td>809</td><td><u>909</u></td></tr><tr><td>部長及び班長</td><td>204</td><td>283</td><td>358</td><td>438</td><td>564</td><td>734</td><td><u>834</u></td></tr><tr><td>団員</td><td>200</td><td>264</td><td>334</td><td>409</td><td>519</td><td>689</td><td><u>789</u></td></tr></table>	階級	勤務年数							5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	<u>35年以上</u>	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	<u>35年未満</u>		団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	<u>千円 1,079</u>	副団長	229	329	429	534	709	909	<u>1,009</u>	分団長	219	318	413	513	659	849	<u>949</u>	副分団長	214	303	388	478	624	809	<u>909</u>	部長及び班長	204	283	358	438	564	734	<u>834</u>	団員	200	264	334	409	519	689	<u>789</u>	（退職報奨金支給の制限） 第 8 条 （略） （1） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 （2）～（5） （略） 別表【第2条関係】 退職報償金支給額表 <table><tr><th rowspan="3">階級</th><th colspan="7">勤務年数</th></tr><tr><th>5年以上</th><th>10年以上</th><th>15年以上</th><th>20年以上</th><th>25年以上</th><th>30年以上</th><th></th></tr><tr><th>10年未満</th><th>15年未満</th><th>20年未満</th><th>25年未満</th><th>30年未満</th><th></th><th></th></tr><tr><td>団長</td><td>千円 239</td><td>千円 344</td><td>千円 459</td><td>千円 594</td><td>千円 779</td><td>千円 979</td><td></td></tr><tr><td>副団長</td><td>229</td><td>329</td><td>429</td><td>534</td><td>709</td><td>909</td><td></td></tr><tr><td>分団長</td><td>219</td><td>318</td><td>413</td><td>513</td><td>659</td><td>849</td><td></td></tr><tr><td>副分団長</td><td>214</td><td>303</td><td>388</td><td>478</td><td>624</td><td>809</td><td></td></tr><tr><td>部長及び班長</td><td>204</td><td>283</td><td>358</td><td>438</td><td>564</td><td>734</td><td></td></tr><tr><td>団員</td><td>200</td><td>264</td><td>334</td><td>409</td><td>519</td><td>689</td><td></td></tr></table>	階級	勤務年数							5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上		10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満			団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979		副団長	229	329	429	534	709	909		分団長	219	318	413	513	659	849		副分団長	214	303	388	478	624	809		部長及び班長	204	283	358	438	564	734		団員	200	264	334	409	519	689	
階級		勤務年数																																																																																																																																											
		5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	<u>35年以上</u>																																																																																																																																					
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	<u>35年未満</u>																																																																																																																																							
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	<u>千円 1,079</u>																																																																																																																																						
副団長	229	329	429	534	709	909	<u>1,009</u>																																																																																																																																						
分団長	219	318	413	513	659	849	<u>949</u>																																																																																																																																						
副分団長	214	303	388	478	624	809	<u>909</u>																																																																																																																																						
部長及び班長	204	283	358	438	564	734	<u>834</u>																																																																																																																																						
団員	200	264	334	409	519	689	<u>789</u>																																																																																																																																						
階級	勤務年数																																																																																																																																												
	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上																																																																																																																																							
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満																																																																																																																																								
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979																																																																																																																																							
副団長	229	329	429	534	709	909																																																																																																																																							
分団長	219	318	413	513	659	849																																																																																																																																							
副分団長	214	303	388	478	624	809																																																																																																																																							
部長及び班長	204	283	358	438	564	734																																																																																																																																							
団員	200	264	334	409	519	689																																																																																																																																							